

産業技術大学院大学における研究活動の不正行為等の防止に関する規則

平成 20 年度法人規則第 62 号

制定 平成 21 年 3 月 31 日

(目的)

第 1 条 この規則は、産業技術大学院大学（以下「本学」という。）の研究者が研究活動の不正行為及びその他の不正とみなされる行為（以下「不正行為等」という。）の防止に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「研究者」とは、本学に所属する又は本学の名を冠した肩書きを使用して研究活動を行う全ての者（常勤、非常勤、学生等の身分及び客員教授等の呼称を問わない。また、資金の主たる受給者であるかどうかも問わない。）をいう。
- (2) 「研究活動の不正行為」とは、研究者が発表した研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用をいう。
- (3) 「捏造」とは、存在しないデータ、研究結果等を作成することをいう。
- (4) 「改ざん」とは、研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することをいう。
- (5) 「盗用」とは、他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用することをいう。
- (6) 「その他の不正とみなされる行為」とは、研究活動又はその成果の発表の過程における不適切なオーサーシップ及び不適切な投稿又は出版をいう。
- (7) 「不適切なオーサーシップ」とは、研究論文の著者リストにおいて、著者としての資格を有しない者を挙げ、又は著者としての資格を有する者を除外する行為をいう。
- (8) 「不適切な投稿又は出版」とは、同一内容とみなされる研究論文を複数作成して異なる雑誌等に発表する行為をいう。

(研究者の責務)

第 3 条 研究者は、「産業技術大学院大学における研究者の行動規範（平成 19 年 12 月 12 日制定）」を遵守し、高い倫理性の保持に努めるとともに、不正行為等と疑われる行為を行ってはならない。

2 研究者は学長及び産業技術研究科長の指示に従うとともに、この規則及び別に定める調査等に協力しなければならない。

(責任と権限)

第 4 条 本学において研究者倫理の向上及び不正行為等の防止を図るために、最高責任者及び部局責任者及び研究倫理教育責任者を置き、それぞれの責任と権限を次のように定める。

- (1) 最高責任者は、本学全体を統括し、研究者倫理の向上及び不正行為等の防止の最終責任を負うものとし、学長をもって充てる。
- (2) 部局責任者は、部局における研究者倫理の向上及び不正行為等の防止について統括する実質的な責任を持つものとし、産業技術研究科長をもって充てる。
- (3) 研究倫理教育責任者は、研究者に対して定期的に研究倫理教育を実施し、学生に対しても教育研究上の目的及び専攻分野の特性に応じて研究倫理教育の実施を促進するものとし、専攻長をもって充てる。
- (4) 最高責任者は、部局責任者及び研究倫理教育責任者が責任をもって研究者倫理の向上及び不正行為等の防止についての活動が行えるよう、適切にリーダーシップを發揮しなければならない。

(平26規則71・一部改正)

(組織体制)

第5条 本学において研究者倫理の向上及び不正行為等の防止を図るため、研究活動不正行為防止対策推進室（以下「推進室」という。）を設置する。

- 2 推進室の室長は、学長をもって充てる。
- 3 委員は、室長のほか、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 産業技術研究科長
 - (2) 産業技術大学院大学管理部長
 - (3) その他学長が指名する者 若干名
- 4 推進室は、次の各号に掲げる事項を職務とする。
 - (1) 研究者倫理の向上のための基本方針を策定すること
 - (2) 上記基本方針を実施するための、情報収集、研修及び啓発活動に関するここと
 - (3) その他、不正行為等の防止に関するここと
- 5 推進室の事務は、産業技術大学院大学管理部管理課において行う。

(通報窓口の設置)

第6条 本学における不正行為等に適切に対応できるようにするために、通報窓口を設置する。

- 2 通報窓口、不正行為等の調査手続に関し必要な事項は別に定める。

(研究データの保存・開示)

第7条 研究者は、研究成果の第三者による検証可能性を確保するために、研究データをその性質や研究分野の特性に応じて一定期間保存し適切に管理するとともに、必要な場合に開示しなければならない。

(平26規則71・追加)

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、不正行為等に関し必要な事項は、最高責任者が別に定める。

(平26規則71・旧第7条繰下)

附 則 (平成 21 年 3 月 31 日 20 法人規則第 62 号)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 3 月 30 日 26 法人規則第 71 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。